

令和3年度第1回  
香美市人・農地プラン作成検討委員会  
(事前配布資料)

日時：令和4年3月17日（木）午前10時00分～

場所：香美市立中央公民館 2階会議室

## 香美市人・農地プラン作成検討委員会次第

### 1. 開会

### 2. 議題

- (1) 実質化された人・農地プラン更新の承認について（山田地区）
- (2) 実質化された人・農地プラン更新の承認について（大楠植地区）
- (3) 実質化された人・農地プラン更新の承認について（明治地区）
- (4) 実質化された人・農地プラン更新の承認について（片地地区）
- (5) 実質化された人・農地プラン更新の承認について（佐岡地区）
- (6) 実質化された人・農地プラン更新の承認について（新改地区）
- (7) 実質化された人・農地プラン更新の承認について（岩村地区）
- (8) 実質化された人・農地プラン更新の承認について（西川地区）
  
- (9) 実質化された人・農地プラン作成の承認について（暁霞地区）
- (10) 実質化された人・農地プラン作成の承認について（美良布地区）
- (11) 実質化された人・農地プラン作成の承認について（在所地区）
- (12) 実質化された人・農地プラン作成の承認について（物部地区）

### 3. その他

香美市人・農地プラン作成検討委員会名簿

	所属	役職等	氏名	備考
1	香美市認定農業者 連絡協議会 高知県指導農業者	会長 —	永森 文英	
2	高知県農業協同組合香美地区も のべ柚子女性倶楽部 高知県農村女性リーダー	代表 —	坂本 由美	
3	高知県農村女性リーダー 香美市認定農業者		村田 裕子	
4	高知県農村女性リーダー		宮地 和美	
5	高知県農村女性リーダー		門脇 輝子	
6	高知県青年農業者 香美市認定農業者		時久 光昭	
7	高知県指導農業者 香美市認定農業者		森田 康裕	
8	谷相集落営農組合	組合長	前田 晴夫	
9	高知県中央東 農業振興センター 農業改良普及課	チーフ (産地育成 第一担当)	野町 敦志	
10	高知県農業協同組合 香美地区 香美営農経済センター 営農指導課	課長 (経営指 導)	西村 尚	
11	香美市農業委員会事務局	次長	和田 小百合	副会長 (設置要綱第5 条第2項)
12	香美市農林課	課長	川島 進	会長 (設置要綱第5条 第1項)

(参考)

人・農地プラン作成地区一覧

プラン地区名		構成地域
1	山田	百石町・東本町・旭町・西本町・宝町・栄町・秦山町・宮前町・前山・北本町・北組西・中組・南組
2	大楠植	楠目・大法寺・植
3	明治	岩積・中野・山田・戸板島・古町
4	片地	杉田・宮ノ口・船谷・佐古藪・影山・間・林田・加茂・町田・神母ノ木・山田島・小田島・下ノ村・逆川
5	佐岡	佐野・大平・本村・有谷・佐竹・中後入・西後入・大後入
6	新改	東川・平山・曾我部川・入野・新改・上改田・須江・久次
7	天坪	檜谷・繁藤・上穴内・北滝本・角茂谷・西又
8	岩村	松本・岩次・神通寺・京田
9	曉霞	河野・五百蔵・白川・有瀬・西峯・有川・川ノ内
10	美良布	吉野・小川・韭菜野・美良布・下野尻・太郎丸・橋川野・萩野・岩改・日ノ御子・口西川・中西川
11	西川	西川甲・西川乙
12	在所	根須・白石・蕨野・永野・猪野々・猪野々袖ノ木・永瀬・清爪・日浦込・梅久保・大井平 日比原・大束・朴ノ木・谷相・中谷・横谷
13	物部	物部町全域

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	山田地区	令和 年 月 日	令和3年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	117.34 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	66.34 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	37.80 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.44 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.16 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後5年後、10年後において農地の機能が保たれる見通しはあるが、未回収の方の意向が確認できていないので良好とはいえない。  
 耕作者が高齢だとはいえないが、平均年齢が高いため新たな担い手（若手）の確保が必要。  
 野菜農家を中心に、規模拡大には限界がある。  
 耕作条件がいいので借り手（担い手）の把握により、集積は進む。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。  
 農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。  
 中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。  
 条件の良い農地は、適切な情報発信により借り手を確保できるので、農地の状況を徹底して周知する。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	酪農	- ha	酪農	- ha	中組
認農	●●●●	野菜	0.27 ha	野菜	0.27 ha	中組
認農	●●●●	水稲	3.31 ha	水稲	3.31 ha	南組
認農	●●●●	野菜・水稲	1.46 ha	野菜・水稲	1.46 ha	中組
認農	●●●●	野菜・水稲	1.40 ha	野菜・水稲	1.40 ha	秦山町・中組
認農	●●●●	野菜	0.80 ha	野菜	0.80 ha	南組
認農	●●●●	野菜	2.04 ha	野菜	2.04 ha	南組
認農	●●●●	野菜・水稲	0.44 ha	野菜・水稲	0.85 ha	南組
認農	●●●●	野菜	0.48 ha	野菜	0.48 ha	北本町
認農	●●●●	野菜	0.88 ha	野菜	0.88 ha	中組
認農	●●●●	野菜	0.43 ha	野菜	0.43 ha	中組
認農	●●●●	野菜・水稲	0.90 ha	野菜・水稲	0.90 ha	北本町
認農	●●●●	野菜	0.80 ha	野菜	0.80 ha	中組
認農	●●●●	野菜・水稲	1.26 ha	野菜・水稲	1.26 ha	中組
認農	●●●●	野菜・水稲	1.57 ha	野菜・水稲	1.67 ha	南組
認農	●●●●	野菜	0.13 ha	野菜	0.13 ha	北本町
認農	●●●●	野菜	2.13 ha	野菜	2.13 ha	中組
認農	●●●●	水稲	1.45 ha	水稲	1.45 ha	中組
認就	●●●●	野菜	0.20 ha	野菜	0.20 ha	中組
認就	●●●●	野菜	0.76 ha	野菜	0.76 ha	南組

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認就	●●●●	野菜	0.25 ha	野菜	0.90 ha	中組
認就	●●●●	野菜	0.39 ha	野菜	0.39 ha	中組
認農	●●●●	水稲	0.19 ha	水稲	0.19 ha	北本町
認農	●●●●	野菜	0.32 ha	野菜	0.32 ha	中組
			ha		ha	
(削除) 認農	●●●●	野菜	0.35 ha	野菜	0.35 ha	山田
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	24人		21.86 ha		23.02 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

実用化された人・器用プラン

<p>農地中間管理機構の活用方針                  中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向                  高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針                  農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針                  鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針                  被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	大楠植地区	令和 年 月 日	令和3年3月18日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	152.85 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	85.34 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	49.02 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.33 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.28 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	<b>2.15</b> ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<p>楠目東地区については担い手はいるが、専業農家がおらず中心経営体がない。</p> <p>楠目西地区及び植地区については、圃場整備されている農地を中心に、今後の10年は農地としての機能は保てるが、その先の後継者がいない。</p> <p>大法寺地区については、農地維持以前に地域の存続が危ぶまれる。</p> <p>地域全体で新たな担い手（若手）の確保が必要。</p> <p>鳥獣被害が年々多くなっている。</p>
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。</p> <p>中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。</p>
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜・水稲	0.96 ha	野菜・水稲	0.96 ha	大法寺
認農	●●●●	野菜・水稲	1.65 ha	野菜・水稲	1.65 ha	植
認農・認就	●●●●	野菜・水稲	3.11 ha	野菜・水稲	3.61 ha	楠目
認農	●●●●	野菜	1.63 ha	野菜	1.63 ha	植
認農法	●●●●	野菜	0.52 ha	野菜	0.52 ha	楠目
認農	●●●●	野菜・水稲	0.79 ha	野菜・水稲	0.79 ha	植
認農法	●●●●	養牛	- ha	養牛	- ha	楠目
認農	●●●●	野菜	2.38 ha	野菜	2.38 ha	楠目
認農	●●●●	果樹・水稲	0.53 ha	果樹・水稲	0.53 ha	楠目
認農	●●●●	果樹・水稲	1.61 ha	果樹・水稲	1.61 ha	楠目
認農	●●●●	野菜・水稲	1.31 ha	野菜・水稲	1.31 ha	楠目
認農	●●●●	野菜・水稲	1.93 ha	野菜・水稲	1.93 ha	楠目・植
認農	●●●●	野菜・水稲	0.92 ha	野菜・水稲	0.92 ha	楠目
認農	●●●●	野菜・水稲	1.29 ha	野菜・水稲	1.44 ha	植
認農	●●●●	野菜・水稲	1.51 ha	野菜・水稲	1.51 ha	植
認農法	●●●●	野菜	0.57 ha	野菜	0.57 ha	植
認農	●●●●	酪農	- ha	酪農	- ha	植
認農法	●●●●	野菜	1.14 ha	野菜	1.24 ha	楠目・植
認就	●●●●	野菜・果樹	0.33 ha	野菜・果樹	0.33 ha	植
認農	●●●●	水稲	3.64 ha	水稲	5.04 ha	楠目

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
(削除) 認農	●●●●	野菜	0.17 ha	野菜	0.17 ha	大楠植
(削除) 認農	●●●●	野菜・水稻	1.01 ha	野菜・水稻	1.01 ha	大楠植
(削除) 認農	●●●●	花木	0.33 ha	花木	0.33 ha	大楠植
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	20人		25.82 ha		27.97 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	明治地区	令和 年 月 日	令和3年3月18日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	180.88 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	110.15 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	38.24 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.21 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.21 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.22 ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<p>今後5年後、10年後において農地の機能が保たれる見通しはあるが、地区内の耕作者が高齢で、新たな担い手の確保が必要。</p> <p>地区内の中心経営体の多くは個人農家で、営農類型については野菜が中心であり、規模拡大には限界がある。現状は生姜農家が離農等により耕作しなくなった農地を担っている。</p>
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。</p> <p>中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。</p>
--

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜	0.51 ha	野菜	0.51 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稲	1.65 ha	野菜・水稲	1.65 ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.47 ha	野菜	0.47 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稲	0.71 ha	野菜・水稲	0.80 ha	中野
認農法	●●●●	野菜	9.13 ha	野菜	9.13 ha	中野・岩積・山田
認農	●●●●	野菜	1.16 ha	野菜	1.16 ha	岩積・山田
認農	●●●●	野菜・水稲	1.90 ha	野菜・水稲	2.20 ha	古町・山田
認農	●●●●	野菜・水稲	2.08 ha	野菜・水稲	2.08 ha	古町・山田
認農	●●●●	野菜	0.30 ha	野菜	0.40 ha	山田
認農	●●●●	水稲	2.81 ha	水稲	3.31 ha	中野・山田
認農	●●●●	野菜・水稲	0.90 ha	野菜・水稲	2.50 ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.82 ha	野菜	0.82 ha	中野
認農	●●●●	野菜・水稲	0.68 ha	野菜・水稲	0.68 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稲	0.51 ha	野菜・水稲	0.51 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稲	0.50 ha	野菜・水稲	0.50 ha	中野・山田
認農	●●●●	野菜・水稲	0.84 ha	野菜・水稲	1.04 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稲	0.86 ha	野菜・水稲	0.86 ha	山田
認農法	●●●●	野菜	1.81 ha	野菜	2.50 ha	古町・山田
認農	●●●●	野菜	8.45 ha	野菜	9.77 ha	岩積・山田・戸板島
認農	●●●●	野菜・水稲	1.23 ha	野菜・水稲	1.23 ha	山田

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜・水稲	1.54 ha	野菜・水稲	1.54 ha	中野・岩積・山田
認農	●●●●	野菜	0.60 ha	野菜	0.74 ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.53 ha	野菜	0.53 ha	中野
認農・認就	●●●●	野菜・水稲	1.26 ha	野菜・水稲	1.46 ha	中野・山田
認農	●●●●	野菜	1.32 ha	野菜	1.32 ha	中野
認農	●●●●	野菜・水稲	1.25 ha	野菜・水稲	1.25 ha	中野・山田
認農	●●●●	果樹・水稲	1.24 ha	果樹・水稲	1.24 ha	山田・古町
認農	●●●●	野菜	0.57 ha	野菜	0.57 ha	戸板島
認農	●●●●	果樹	1.40 ha	果樹	1.40 ha	中野・岩積
認農	●●●●	野菜・水稲	1.46 ha	野菜・水稲	1.46 ha	中野・山田
認農	●●●●	野菜	1.11 ha	野菜	1.11 ha	古町・中野・岩積・山田
認農	●●●●	野菜・水稲	1.46 ha	野菜・水稲	1.46 ha	古町・山田
認農	●●●●	野菜・水稲	2.07 ha	野菜・水稲	2.07 ha	岩積・戸板島
認農	●●●●	野菜	0.27 ha	野菜	0.37 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稲	0.99 ha	野菜・水稲	1.06 ha	中野
認農	●●●●	野菜	0.47 ha	野菜	0.47 ha	山田
認農	●●●●	野菜	1.50 ha	野菜	1.50 ha	戸板島
認農	●●●●	野菜	1.50 ha	野菜	1.94 ha	山田
認農法	●●●●	野菜	0.55 ha	野菜	0.55 ha	山田
認就	●●●●	果樹	0.34 ha	果樹	0.34 ha	中野

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認就	●●●●	野菜	0.11 ha	野菜	0.11 ha	古町
認農	●●●●	野菜	0.29 ha	野菜	0.29 ha	中野
認農法	●●●●	野菜	0.75 ha	野菜	0.82 ha	中野・山田
認農	●●●●	野菜	0.78 ha	野菜	0.78 ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.28 ha	野菜	0.60 ha	古町
認農	●●●●	野菜・水稲・果樹	0.20 ha	野菜・水稲・果樹	0.28 ha	山田
			ha		ha	
(削除) 認農	●●●●	野菜・水稲	1.32 ha	野菜・水稲	1.32 ha	明治
(削除) 認農	●●●●	野菜	0.53 ha	野菜	0.53 ha	明治
(削除) 認農	●●●●	野菜・水稲	1.39 ha	野菜・水稲	1.39 ha	明治
(削除) 認農	●●●●	野菜	0.61 ha	野菜	0.61 ha	明治
(削除) 認農	●●●●	野菜	0.29 ha	野菜	0.49 ha	明治
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	46人		61.16 ha		67.38 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	片地地区	令和 年 月 日	令和3年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	280.12 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	170.23 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	109.48 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	60.26 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.08 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.40 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>しばらくは、法人の認定農業者（集落営農組織でもある）により、農地の集積は期待できるが、一部地域については、中山間集落協定により、何とか農地の機能を維持している状況である。                  耕作者の高齢化と、後継者未定の農地が多い。                  新たな担い手の確保が必要。                  鳥獣被害が年々多くなっている。</p>
---

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>地区の農地利用は、法人の認定農業者中心となり農地の集積・集約化に努める。                  引き続き、中山間集落協定による農地の維持管理を継続していく。                  認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。                  農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。                  中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。                  圃場整備をされていない農地については、現状の品目にかわる品目の研究をし、高収益作物への転換を図る。</p>
---

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜	0.87 ha	野菜	1.00 ha	加茂
認農	●●●●	野菜・水稲	1.73 ha	野菜・水稲	1.73 ha	山田島・林田
認農法	●●●●	野菜	4.09 ha	野菜	4.09 ha	林田・小田島・下ノ村・町田・山田島
認農	●●●●	野菜	1.34 ha	野菜	1.34 ha	林田
認農	●●●●	野菜・水稲	2.05 ha	野菜・水稲	2.05 ha	小田島
認農	●●●●	野菜	0.32 ha	野菜	0.42 ha	山田島
認農	●●●●	野菜	0.28 ha	野菜	0.28 ha	下ノ村
認農	●●●●	野菜・水稲	0.67 ha	野菜・水稲	0.75 ha	加茂・山田島・林田
認農	●●●●	野菜・水稲	0.23 ha	野菜・水稲	0.23 ha	逆川
認農	●●●●	苗木	1.75 ha	苗木	1.75 ha	加茂・林田・佐野・佐古藪・神母ノ木
認農	●●●●	野菜	0.53 ha	野菜	1.03 ha	町田
認農・認就	●●●●	水稲・野菜	1.82 ha	水稲・野菜	2.09 ha	宮ノ口・杉田
認農	●●●●	野菜	0.40 ha	野菜	0.40 ha	佐古藪・杉田
認農	●●●●	野菜	0.77 ha	野菜	0.77 ha	下ノ村
認農	●●●●	野菜	0.88 ha	野菜	0.88 ha	町田
認農	●●●●	果樹	0.75 ha	果樹	0.75 ha	林田
認農	●●●●	野菜・水稲	3.11 ha	野菜・水稲	3.36 ha	下ノ村・町田・加茂
認農	●●●●	野菜・水稲	1.69 ha	野菜・水稲	1.69 ha	下ノ村
認農	●●●●	野菜・水稲	1.57 ha	野菜・水稲	1.57 ha	山田島・林田
認農	●●●●	野菜・水稲・果樹	1.13 ha	野菜・水稲・果樹	1.13 ha	林田

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜	0.56 ha	野菜	0.56 ha	下ノ村
認農	●●●●	野菜・水稲	1.07 ha	野菜・水稲	1.07 ha	加茂・林田
認農	●●●●	野菜	1.67 ha	野菜	1.87 ha	宮ノ口・杉田
認農	●●●●	野菜・水稲	0.70 ha	野菜・水稲	0.70 ha	宮ノ口・加茂
認農法	●●●●	野菜・水稲	5.86 ha	野菜・水稲	6.86 ha	下ノ村・町田・加茂・山田島・林田
認農	●●●●	野菜	0.06 ha	野菜	0.06 ha	佐古藪
認就	●●●●	野菜	0.14 ha	野菜	0.14 ha	船谷
認農法	●●●●	野菜	1.08 ha	野菜	1.17 ha	小田島・下ノ村・加茂
認農	●●●●	花き・花木	1.74 ha	花き・花木	2.17 ha	加茂・林田・佐古藪・神母ノ木
認就	●●●●	野菜	0.15 ha	野菜	0.45 ha	下ノ村
認農	●●●●	野菜	0.18 ha	野菜	0.23 ha	下ノ村
(削除) 認農	●●●●	野菜	1.09 ha	野菜	1.40 ha	片地
(削除) 認農	●●●●	野菜	0.79 ha	野菜	0.79 ha	片地
(削除) 認農	●●●●	野菜	1.90 ha	野菜	1.90 ha	片地
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	31人		39.19 ha		42.59 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針                  中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向                  高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針                  農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針                  鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針                  被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>
<p>基盤整備への取組方針                  農業の生産効率の向上や農業集積・集約化を図るため、杉田地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	佐岡地区	令和 年 月 日	令和3年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	172.60 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	95.11 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	53.75 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	32.69 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.63 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.37 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>今後、地区内では圃場整備されている佐野地区のみが有望で、現状はしょうが農家が何とか耕作はしているが担い手はいない。                  佐野地区以外の地域は、耕作条件が悪く経営が成り立たないので、中心経営体がない。                  地域全体の担い手は高齢で、後継者がいない。                  中山間集落協定に入っている農地のみが、5年後農地として機能が見込め、入っていない農地については、農地としての機能が維持できない。                  担い手はおらず、インフラ・ライフラインの整備状況が悪く営農は難しい。                  鳥獣被害が年々多くなっている。</p>
---

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>引き続き、中山間集落協定による農地の維持管理を継続していく。                  農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。                  中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。</p>
--

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	花木・野菜・水稲	1.70 ha	花木・野菜・水稲	1.85 ha	佐野
認農	●●●●	野菜	1.64 ha	野菜	1.64 ha	佐野・中後入・西後入
認農	●●●●	野菜・水稲	1.72 ha	野菜・水稲	1.72 ha	佐野・大平
認農法	●●●●	養牛	- ha	養牛	- ha	佐野
認農	●●●●	野菜	0.65 ha	野菜	1.33 ha	佐野
認農	●●●●	野菜・水稲・果樹	0.61 ha	野菜・水稲・果樹	0.61 ha	佐野・大平
認農	●●●●	野菜	0.58 ha	野菜	0.58 ha	佐野・大平
認農	●●●●	野菜	1.50 ha	野菜	1.50 ha	佐野
認農	●●●●	野菜	0.42 ha	野菜	0.42 ha	佐竹
認農法	●●●●	野菜	1.88 ha	野菜	1.88 ha	佐野
認農	●●●●	水稲	0.32 ha	水稲	0.32 ha	佐野
認農法	●●●●	水稲	0.70 ha	水稲	0.70 ha	佐野
認就	●●●●	野菜	0.32 ha	野菜	0.32 ha	佐野
認農	●●●●	花き・花木	0.20 ha	花き・花木	0.25 ha	佐野
認就	●●●●	野菜・果樹	0.51 ha	野菜・果樹	0.51 ha	本村
認就	●●●●	野菜	0.22 ha	野菜	0.55 ha	佐野
認農	●●●●	水稲	0.40 ha	水稲	0.56 ha	佐野
			ha		ha	
			ha		ha	
計	17人		13.37 ha		14.74 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	新改地区	令和 年 月 日	令和3年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	214.79 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	121.69 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	69.00 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	36.48 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.46 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.72 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>須江地区については、今後の10年は農地としての機能は保てるが、その先は不明。                  久次及び上改田地区及び新改地区についても同上。                  その他の地区については、中山間集落協定により農地の機能を維持、5年後が心配。                  地域全体で新たな担い手（若手）の確保が必要。                  鳥獣被害やジャンボタニシによる被害が年々多くなっている。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>法人の中心経営体集落営農の検討が必要。                  認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。                  農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。                  中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。</p>
---

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜・水稲	1.14 ha	野菜・水稲	1.14 ha	新改
認農・認就	●●●●	野菜・水稲	11.65 ha	野菜・水稲	12.15 ha	新改・須江
認農	●●●●	野菜	0.29 ha	野菜	0.41 ha	久次
認農	●●●●	野菜	0.51 ha	野菜	0.51 ha	久次
認農	●●●●	野菜・水稲	2.02 ha	野菜・水稲	2.02 ha	須江
認農法	●●●●	野菜	1.53 ha	野菜	1.53 ha	久次
認農	●●●●	野菜・水稲	1.69 ha	野菜・水稲	1.69 ha	久次・上改田
認農	●●●●	野菜・水稲	1.13 ha	野菜・水稲	1.13 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稲	1.40 ha	野菜・水稲	1.40 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稲	1.01 ha	野菜・水稲	1.01 ha	須江・新改
認農	●●●●	野菜	0.94 ha	野菜	0.94 ha	須江・新改
認農	●●●●	水稲	0.54 ha	水稲	0.54 ha	久次
認農	●●●●	野菜	2.13 ha	野菜	2.13 ha	久次・上改田
認農	●●●●	野菜・水稲	0.74 ha	野菜・水稲	0.74 ha	久次
認農	●●●●	野菜・水稲	3.40 ha	野菜・水稲	3.40 ha	須江
認農	●●●●	酪農	- ha	酪農	- ha	新改・入野
認農	●●●●	野菜	0.10 ha	野菜	0.10 ha	新改
認農	●●●●	野菜	1.67 ha	野菜	1.67 ha	須江・新改 ・曾我部川
認農	●●●●	野菜	0.69 ha	野菜	0.69 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稲	1.11 ha	野菜・水稲	1.11 ha	新改

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜・水稲	1.69 ha	野菜・水稲	1.69 ha	須江・新改
認農法	●●●●	野菜	1.55 ha	野菜	1.55 ha	須江
認農	●●●●	野菜・水稲	1.65 ha	野菜・水稲	1.65 ha	須江
認農	●●●●	野菜・水稲・果樹	0.25 ha	野菜・水稲・果樹	0.35 ha	須江
			ha		ha	
(削除) 認農	●●●●	野菜	0.20 ha	野菜	0.60 ha	新改
(削除) 認農	●●●●	野菜・水稲	0.56 ha	野菜・水稲	0.56 ha	新改
(削除) 認農	●●●●	野菜・水稲	3.18 ha	野菜・水稲	3.53 ha	新改
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	24人		38.83 ha		39.55 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	岩村地区	令和 年 月 日	令和3年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	105.31 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	61.84 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	31.51 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.27 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.43 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.66 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>今後5年後、10年後において農地の機能が保たれる見通しはあるが、地区内の耕作者が高齢で、新たな担い手の確保が必要。                  岩村地区の耕作品目の多くは水稻であるが、今後も単価安が続くと離農していく恐れがあり、限界時の担い手の確保が懸念される。                  神通寺の農道が狭く、農地の有効利用の条件が悪い。</p>
---

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。                  農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。                  中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。</p>
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●●	野菜・水稲	0.79 ha	野菜・水稲	0.88 ha	岩次
認農	●●●●●	野菜・水稲	1.23 ha	野菜・水稲	1.23 ha	松本・岩次・神通寺
認農	●●●●●	水稲	4.86 ha	水稲	5.36 ha	松本・岩次・神通寺・京田
認農	●●●●●	野菜・水稲	0.92 ha	野菜・水稲	0.92 ha	岩次
認農	●●●●●	野菜	1.10 ha	野菜	1.10 ha	岩次
認農	●●●●●	野菜	1.17 ha	野菜	1.35 ha	京田
認農	●●●●●	野菜・水稲	2.38 ha	野菜・水稲	2.38 ha	岩次
認農	●●●●●	野菜・水稲	1.36 ha	野菜・水稲	1.36 ha	岩村
認農	●●●●●	野菜	0.65 ha	野菜	0.65 ha	松本
認農	●●●●●	野菜	0.30 ha	野菜	0.53 ha	神通寺
認農・認就	●●●●●	野菜・水稲	0.18 ha	野菜・水稲	0.18 ha	松本・岩次
認農	●●●●●	野菜	2.03 ha	野菜	2.63 ha	松本・岩次
認農	●●●●●	野菜	0.35 ha	野菜	0.35 ha	京田
認農	●●●●●	野菜	0.33 ha	野菜	0.33 ha	神通寺
認農	●●●●●	水稲	0.74 ha	水稲	0.74 ha	松本
認農法	●●●●●	野菜	0.66 ha	野菜	0.72 ha	京田
			ha		ha	
(削除) 認農	●●●●●	野菜・水稲	1.21 ha	野菜・水稲	1.23 ha	岩村
(削除) 認農	●●●●●	水稲	0.36 ha	水稲	0.36 ha	岩村
計	16人		19.05 ha		20.71 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病氣や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び畏の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	曉霞地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	95.40 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	53.15 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	37.44 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	23.91 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.75 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.58 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>地区全体で、耕作者の高齢化が進み、また不在地主も増加しているため農地はもとより水路、農道等の農業施設の維持管理も困難になってきている。                  素掘り水路や老朽化して通水の悪い水路が多い。                  回場整備を実施した五百蔵集落に担い手が集中しており、その他の集落は農地が狭く、不整形で耕作条件が悪い農地が多いため経営が成り立たないので、後継者や中心経営体がない。                  中山間集落協定に入っている農地のみが、5年後農地として機能が見込め、入っていない農地については、農地としての機能が維持できない。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>引き続き、中山間集落協定による農地の維持管理を継続していく。                  農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。                  中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。                  新規就農者や入り作農家の受け入れを促進し、後継者のいない農地の利用を図る。</p>
---

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農法	●●●●	野菜	0.27 ha	野菜	0.34 ha	五百蔵
認農	●●●●	果樹・花木	0.26 ha	果樹・花木	0.29 ha	五百蔵
認農	●●●●	水稲・野菜	0.35 ha	水稲・野菜	0.35 ha	五百蔵
認農	●●●●	水稲・野菜	1.05 ha	水稲・野菜	1.22 ha	有瀬
認農	●●●●	野菜	0.45 ha	野菜	0.75 ha	五百蔵
認農	●●●●	果樹	0.12 ha	果樹	0.12 ha	五百蔵
認農	●●●●	水稲・野菜	0.18 ha	水稲・野菜	0.19 ha	五百蔵
認農	●●●●	野菜	0.23 ha	野菜	0.23 ha	西峯
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	8人		2.91 ha		3.49 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	美良布地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	228.60 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	122.32 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	92.45 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	50.30 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.51 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.75 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>香北町中心地区周辺の平場の農地や圃場整備を実施した農地は、認定農業者による農地の集積が期待でき、後継者のいる専業農家もいることから当面の間は農地としての機能は保てるが、それ以外の耕作条件の悪い農地は、耕作者の高齢化が進み、また不在地主も増加しているため農地はもとより水路、農道等の泥土げ、草刈り等の共同活動も困難になってきており、中山間集落協定により、何とか農地の機能を維持している状況である。</p> <p>素掘り水路や老朽化して通水の悪い水路が多く、遠方の別地区に取水口がある地区の水路は山裾を通水しているため、山の斜面の崩落や落石による水路構造物の破損や土砂の堆積等により農業用水の確保が問題である。</p> <p>鳥獣被害が年々多くなっている。</p>
---

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>引き続き、中山間集落協定による農地の維持管理を継続していく。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。</p> <p>中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。</p> <p>新規就農者や入り作農家の受け入れを促進し、後継者のいない農地の利用を図る。</p>
---

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜	0.44 ha	野菜	0.44 ha	日ノ御子
認農	●●●●	野菜	0.23 ha	野菜	0.28 ha	下野尻
認農	●●●●	果樹	2.38 ha	果樹	3.13 ha	小川・菰生野
認農	●●●●	果樹	0.53 ha	果樹	0.61 ha	萩野
認農	●●●●	果樹	0.77 ha	果樹	1.21 ha	吉野
認農	●●●●	野菜・水稲	0.29 ha	野菜・水稲	0.31 ha	美良布
認農法	●●●●	野菜	4.63 ha	野菜	5.26 ha	吉野・菰生野・ 美良布・下野尻
認農	●●●●	果樹・花木	0.46 ha	果樹・花木	0.51 ha	吉野
認農	●●●●	野菜・水稲	1.41 ha	野菜・水稲	1.64 ha	菰生野・美良布・ 下野尻
認農	●●●●	野菜	2.34 ha	野菜	2.69 ha	太郎丸
認農	●●●●	野菜	0.31 ha	野菜	0.31 ha	菰生野・美良布
認農	●●●●	野菜	0.36 ha	野菜	0.38 ha	日ノ御子
認農	●●●●	花卉・花木	1.36 ha	花卉・花木	1.36 ha	美良布・岩改
認農	●●●●	野菜	0.64 ha	野菜	0.64 ha	下野尻
認農	●●●●	野菜	1.03 ha	野菜	1.03 ha	菰生野
認農	●●●●	野菜	0.66 ha	野菜	0.66 ha	菰生野
認就	●●●●	野菜	0.21 ha	野菜	0.34 ha	太郎丸
認農	●●●●	野菜	0.70 ha	野菜	0.7 ha	美良布・下野尻
			ha		ha	
計	18人		18.75 ha		21.50 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針                  中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向                  高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針                  農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針                  鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針                  被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	西川地区	令和 年 月 日	令和3年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	42.84	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	24.25	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16.61	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.06	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.57	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

地区全体で、耕作者の高齢化と若い担い手（後継者不足）の確保  
 圃場整備をしておらず、耕作条件が悪く経営が成り立たないので、中心経営体がない。  
 中山間集落協定に入っている農地のみが、5年後農地として機能が見込め、入っていない農地について  
 は、農地としての機能が維持できない。  
 担い手はおらず、インフラ・ライフラインの整備状況が悪く営農は難しい。  
 生活するのに利便性が悪い。（医療、買い物等）  
 山間部であるため、施設園芸は難しい。  
 鳥獣被害が年々多くなっている。  
 以前は柚子農家が耕作放棄地を担ってくれたが、条件のいい圃場に流れだした。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引き続き、中山間集落協定による農地の維持管理を継続していく。  
 農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。  
 中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または  
 他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜	0.69 ha	野菜	0.69 ha	西川
認農	●●●●	果樹	0.40 ha	果樹	0.40 ha	西川
認農	●●●●	水稲	1.14 ha	水稲	1.14 ha	西川
認農	●●●●	果樹	0.99 ha	果樹	0.99 ha	西川
			ha		ha	
(削除) 認農	●●●●	果樹	0.44 ha	果樹	0.44 ha	西川
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	4人		3.22 ha		3.22 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	在所地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	277.37 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	146.44 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	113.77 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	78.56 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.24 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.51 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>地区全体で、耕作者の高齢化が進み、また不在地主も増加しているため農地はもとより水路、農道等の泥上げ、草刈り等の共同活動も困難になってきている。</p> <p>圃場整備を実施した永野集落、谷相集落、清爪集落に担い手が集中しており、その他の集落は農地が狭く、不整形で耕作条件が悪い農地が多いため経営が成り立たないので、後継者や入り作を希望する農家がない。</p> <p>平地で耕作条件の良い農地は、しばらくの間は、法人の認定農業者（集落営農組織でもある）により、農地の集積は期待できるが、山間地の農地については、中山間集落協定により、何とか農地の機能を維持している状況である。</p> <p>鳥獣被害が年々多くなっている。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>引き続き、中山間集落協定による農地の維持管理を継続していく。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。</p> <p>中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。</p> <p>将来的に中心経営体と成る集落営農組織の設立を支援する。</p>
---

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	水稲・野菜	0.41 ha	水稲・野菜	0.41 ha	永野
認農	●●●●	野菜	0.60 ha	野菜	0.72 ha	永野
認農	●●●●	果樹	0.29 ha	果樹	0.38 ha	白石
認農法	●●●●	水稲・野菜	4.92 ha	水稲・野菜	5.07 ha	朴ノ木・永野
認農	●●●●	果樹	1.40 ha	果樹	2.20 ha	谷相・永野
認農法	●●●●	野菜	1.08 ha	野菜	1.23 ha	根須・永野
認農	●●●●	果樹	0.40 ha	果樹	0.49 ha	清爪
認農	●●●●	野菜	0.61 ha	野菜	1.02 ha	大井平
認農	●●●●	水稲	1.28 ha	水稲	1.54 ha	永瀬・清爪
認農	●●●●	果樹	0.68 ha	果樹	0.74 ha	谷相
認農	●●●●	果樹	1.13 ha	果樹	1.51 ha	清爪
認農	●●●●	果樹	0.26 ha	果樹	0.26 ha	白石
認就	●●●●	果樹	1.52 ha	果樹	1.52 ha	永瀬・清爪・猪野々
認就	●●●●	果樹	1.55 ha	果樹	1.55 ha	永瀬・清爪・日比原・猪野々
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	14人		16.13 ha		18.61 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び民の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	物部地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	119.62 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	86.67 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	70.11 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	40.16 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.36 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.09 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>地区全体で、人口の減少や高齢化が進み、また不在地主も増加しているため農地はもとより水路、農道等の農業用施設の維持管理も困難になってきている。</p> <p>山間地で急傾斜の農地が多いため柚子以外で経営が成り立つ品目がない。</p> <p>中山間集落協定に入っている農地のみ5年後農地として機能が見込めるが、入っていない農地については、農地としての機能が維持できない。</p> <p>鳥獣害被害が多い。</p>
---

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>引き続き、中山間集落協定による農地の維持管理を継続していく。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。</p> <p>中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。</p>
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●●	果樹	1.51 ha	果樹	1.98 ha	仙頭
認農	●●●●●	果樹・水稲	0.90 ha	果樹・水稲	1.03 ha	神池
認農	●●●●●	果樹	4.20 ha	果樹	6.60 ha	中谷川・頓定・山崎
認農	●●●●●	果樹・水稲	1.11 ha	果樹・水稲	1.11 ha	仙頭
認農	●●●●●	果樹	2.53 ha	果樹	2.53 ha	中谷川・頓定
認農	●●●●●	果樹・野菜	1.95 ha	果樹・野菜	1.95 ha	小浜
認農	●●●●●	果樹	0.69 ha	果樹	0.74 ha	根木屋・阿ノ内
認農	●●●●●	果樹	0.68 ha	果樹	0.68 ha	庄谷相
認農	●●●●●	果樹	0.49 ha	果樹	0.58 ha	大栃・柳瀬
認農	●●●●●	果樹	0.41 ha	果樹	0.41 ha	仙頭
認農	●●●●●	果樹・花木	0.55 ha	果樹・花木	0.83 ha	安丸
認農	●●●●●	果樹・野菜	1.53 ha	果樹・野菜	1.53 ha	五王堂・黒代
認農	●●●●●	果樹	0.64 ha	果樹	0.64 ha	仙頭
認農	●●●●●	果樹	0.38 ha	果樹	0.38 ha	拓
認農	●●●●●	果樹	0.90 ha	果樹	0.90 ha	大栃・押谷
認農	●●●●●	果樹	0.61 ha	果樹	0.71 ha	大栃・押谷
認農	●●●●●	果樹	1.67 ha	果樹	1.83 ha	庄谷相・拓
認農	●●●●●	果樹	0.79 ha	果樹	0.98 ha	仙頭
認農	●●●●●	果樹	1.34 ha	果樹	2.06 ha	中谷川・頓定
認農	●●●●●	果樹	1.00 ha	果樹	1.00 ha	押谷

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	果樹	1.45 ha	果樹	0.95 ha	頓定・舞川
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	21人		25.33 ha		29.42 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>

中心経営体アンケート集計結果

回答あり	回答あり	回答あり	回答あり	回答あり
7/9	13/20	6/12	11/24	
晴霞	美良布	在所	物部	
1	4	2	2	
5	9	3	2	
2	10	3	9	
6	11	5	10	
5	10	2	5	

問1 地域の課題は何だと思いますか(いくつでも○をつけて下さい)

① 市道や農道が狭いので生活や耕作が不便

② 薬掘りや老朽化して通水が悪い水路が多い

③ 鳥獣害被害が多い

④ 後継者のいない農地が多い

⑤ 農地が狭い、不整形で耕作条件が悪い農地が多い

⑥ その他(意見など自由記述)

(美良布)水路整備が最重要

(美良布)私の地区は萩野川のみ水ですの水の少なさが問題で中々他の地区の人に耕作を勧められない。地元も地区の問題として苦勞しています。

(物部)私は移住就農した者ですが、専業自立経営が可能なら「物部柚子」でさえ後継者不足で先細りが明白な状態です。一方国内のその他の産業が活発で雇用も賃金も上昇しているかと言えば、むしろその逆です。その状態は我が「物部柚子」やその他の利益率の高い特産園芸を抱える地域にとってはビジネスチャンスなのだと考えます。「農業」ワードのネガティブイメージを取り除けば活路が開くものと考えます。

(物部)田畑の石かけの修復に補助金を導入してほしい。

(物部)地域住民、農業者の高齢化

晴霞	美良布	在所	物部
1	4	1	6
1	2	0	4
5	9	3	5
3	2	5	1

問2 地域の将来の農業は、どうなっていきたいと思えますか(○をつけて下さい)

① 地域内の主要な農業の担い手を中心に耕作してほしい

② 農地所有者やその親族など、みんなで耕作してほしい

③ 地域外の農業の担い手や新就農者を受け入れ、耕作してほしい

④ 地域内で集落営農組織をつくり、耕作してほしい

⑤ その他(意見など自由記述)

(晴霞)④については理想なのですが現実問題として集落営農組織のみでは地域にもよるが受け手が高齢化していること、補助金ありきでなんとか運営できるがいつまでも続くとは思われない。地域の将来の農業のあり方、

将来の農地の効率的、総合的な利用の目標地図を作成され地域外の生産法人と利用関係を構築すること。

(晴霞)私の代で農業は終わると思われまます。放棄地の草刈りをすれば十分日当を払うとか検討してほしいです。

(美良布)地域内の農業者による農業経営

(美良布)子育てのできる農業

晴霞	美良布	在所	物部
2	4	3	5
4	5	1	1
3	6	2	2
2	8	4	3
0	5	3	5

問3 将来も耕作されるためには何が必要だと思いますか(いくつでも○をつけて下さい)

① 耕作とったり、耕作地を交換して、耕作者ごとの耕作地をまとめていくこと(農地集約化)

② 農地の大区画化工事をしていくこと(所有者負担なしの圃場整備など)

③ 農道の拡張、コンクリート水路へ更新などの農業用施設の整備

④ 所有者、耕作者みんなが協力して畦畔・法面の草刈や農道・水路管理

⑤ 所有者、耕作者みんなが協力して侵入防止策の設置など鳥獣害対策

⑥ その他(意見など自由記述)

(晴霞)人材の確保と育成を行うためには水田活用計画を受け手を。受け手と地域協議会は協議の場を設ける。米から野菜、果樹等の転換とか有機野菜の推進などを推し進めるために目標地図を元に農地の集約化が必要と思われ。

(晴霞)将来は希望がありません。

(美良布)④・⑤は高齢者にとっては無理と思う。

(物部)「田舎」を魅力に思う人は案外多いと思います。「里山体験をしてリフレッシュ」にはこれからも都市労働者の需要があると思います。その点では自然の景観を残しつつ手入れされた田畑や河川の姿は資産であると考えます。次世代の担い手を都市移住者に求めるとするならば、無味乾燥な基盤整備計画は有害でさえあると思います。

(物部)手のかからない作物の導入